

調査対象業種の定義

ソフトウェア業

ソフトウェア業とは、受託開発ソフトウェア業又はパッケージソフトウェア業を営む事業所をいいます。受託開発ソフトウェア業は、顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及び作成に関する調査、分析、助言などを行う事業所をいいます。

パッケージソフトウェア業は、電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などを行う事業所をいいます。パッケージプログラムとは、プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等最初から組み込まれて出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなどです。

情報処理・提供サービス業

情報処理・提供サービス業とは、情報処理サービス業又は情報提供サービス業を営む事業所をいいます。

情報処理サービス業は、電子計算機を用いて委託された計算サービス、電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むデータエントリーサービスなどを行う事業所をいいます。

情報提供サービス業は、各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービス又は市場調査や世論調査などの各種調査サービス業務を営む事業所をいいます。

デザイン・機械設計業（平成19年新規業種）

デザイン業とは、顧客の要請に応じて、工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、照明などについて設計、表現する業務を行う事業所をいいます。

機械設計業とは、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として、創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図案及び設計書等の作成並びに製作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所をいいます。

各種物品賃貸業

各種物品賃貸業とは、総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を営む事業所をいいます。総合リース業は、産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者に代わって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業のうち3項目以上にわたりかつ賃貸する期間が1年以上にわたるものでその期間中に解約できる定めがない条件で賃貸する事業所をいいます。

その他の各種物品賃貸業とは、物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業のうち3項目以上にわたる物品を賃貸するものであって、他に分類されない事業所をいいます。

産業用機械器具賃貸業

産業用機械器具賃貸業とは、各種産業用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等）もしくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行っている事業所をいいます。

事務用機械器具賃貸業

事務用機械器具賃貸業とは、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所をいいます。

広告代理業

広告代理業とは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等の広告媒体企業と契約し、広告主のために広告を業務として行っている事業所をいいます。

その他の広告代理業

その他の広告代理業とは、屋外において広告物（看板、立て看板、張り紙、広告塔）の表示を行っている事業所、折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行っている事業所をいいます。

計量証明業（平成19年新規業種）

計量証明業とは、顧客の要請に応じて、①貨物の質量、体積などを計量し、その結果を証明する業務、②環境の状態に関して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果を証明する業務、③①、②以外で貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明する業務を行っている事業所をいいます。

以下の2業種は企業を対象として調査を行いましたので、都道府県単位での集計・公表は行っていません。

映像情報制作・配給業

映像情報制作・配給業とは、映画の制作・配給業務を行う企業、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給を行う企業、ビデオの企画、制作、発売を行う企業、制作する映像の著作権（著作権）はもたないが、撮影に協力するなどの事業活動を行っている企業及び自治体からの受注、結婚式や企業のPR映像などの制作を行っている企業をいいます。

クレジットカード業、割賦金融業

クレジットカード業とは、自社でクレジットカードまたはチケット（タクシーチケット等）を発行し、消費者（会員）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を営む事業所を有する企業をいいます。

割賦金融業とは、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、該当販売店に対して資金の供給を行う企業をいいます。